

令和6年 4月 1日

南アルプス市立櫛形中学校

櫛形中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

(ア) 学校の最重点目標の一つに「正義が通る学校」を掲げ弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。

(イ) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

(ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

(エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳公開・人権作文等を実施する。

② いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

○生徒対象いじめアンケート調査 年3回（7月、12月、3月）

○心配事アンケート調査 年1回（5月）

○第三者相談、二者懇談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査

第三者懇談年2回（7月・12月）、二者懇談学期1～2回程度、きずなの日

(イ) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

○スクールカウンセラーの活用

○相談室設置をすることで、生徒の居場所づくりとしても活用

(ウ) いじめの防止等のための、校内研修等

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、防犯講話・防犯教室や情報モラル研修会等を行う。

（2）いじめ防止等に関する措置

① いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

＜構成員＞

校長、教頭、生徒指導主事、学年生活担当、学年主任、生徒支援担当、

養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、

スクールソポーター（警察経験者）、SSW、児童委員、民生委員、警察

※毎週の生徒指導部会は、校長、学年主任、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、SSW、児童委員、民生委員、警察は除くことを原則とする。

ただし、緊急開催時及び必要に応じて各構成員は参加することとする。

<活動>

- いじめの早期発見に関するここと（アンケート調査、三・二者懇談等）
- いじめ防止に関するここと。
- いじめ事案に対する対応に関するここと。
- いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
- 「いじめ防止基本方針」の見直し

<開催>週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) 「いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を開係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

- 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。
 - ア 重大事態が発生した旨を、南アルプス市教育委員会に速やかに報告する。
 - イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する緊急組織を設置する。
 - ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

- いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。
 - ア いじめの早期発見に関する取組に関するここと。
 - イ いじめの再発を防止するための取組に関するここと。

(5) 教職員評価における留意事項

常に生徒指導の中心にいじめ防止・対策を位置付け、管理職の指導・助言を受けつつ生徒の指導に当たる。また、その取組を自己評価する。

- ア 自己評価の中に、いじめに関する項目を入れる。
- イ より具体的に目標と評価項目を記入する。

(6) いじめ防止指導計画

※ 年度当初に、年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

	会議	防止対策	早期発見
4月	職員会議 生徒指導支援・いじめ防止対策部会（週1） 生徒指導情報交換会（週1） 生徒指導支援部会（隔週）	学級開き スリンブルプログラム（通年）	家庭訪問
5月	職員会議 生徒指導支援・いじめ防止対策部会（週1） 生徒指導情報交換会（週1） 生徒指導支援部会（隔週）	道徳公開・PTA総会等 いじめ防止学習	心配ごと調査 Q-Uの実施
6月	職員会議 生徒指導支援・いじめ防止対策部会（週1） 生徒指導情報交換会（週1） 生徒指導支援部会（隔週）		二者懇談
7月	職員会議 生徒指導支援・いじめ防止対策部会（週1） 生徒指導情報交換会（週1） 生徒指導支援・いじめ防止対策部会（学期末）	防犯教室	いじめアンケート 学校評価 三者懇談
8月	職員会議 生徒指導支援・いじめ防止対策部会（週1）	防犯教室	心配ごと調査
9月	職員会議 生徒指導支援・いじめ防止対策部会（週1） 生徒指導情報交換会（週1） 生徒指導支援部会（隔週）		
10月	職員会議 生徒指導支援・いじめ防止対策部会（週1） 生徒指導情報交換会（週1） 生徒指導支援部会（隔週）		二者懇談 Q-Uの実施と結果の考察
11月	職員会議 生徒指導支援・いじめ防止対策部会（週1） 生徒指導情報交換会（週1） 生徒指導支援部会（隔週）		二者懇談
12月	職員会議 生徒指導支援・いじめ防止対策部会（週1） 生徒指導情報交換会（週1） 生徒指導支援・いじめ防止対策部会（学期末）		いじめアンケート 学校評価 三者懇談
1月	職員会議 生徒指導支援・いじめ防止対策部会（週1） 生徒指導情報交換会（週1） 生徒指導支援部会（隔週）		三者懇談（3年）
2月	職員会議 生徒指導支援・いじめ防止対策部会（週1） 生徒指導情報交換会（週1） 生徒指導支援部会（隔週）		二者懇談
3月	職員会議 生徒指導支援・いじめ防止対策部会（週1） 生徒指導情報交換会（週1） 生徒指導支援・いじめ防止対策部会（学期末）	PTA学年懇談	いじめアンケート